

主論文要約

主論文題名：イギリス外交と第一次世界大戦後の西欧安全保障、1916-1925年

氏名：大久保 明

1. 論文全体の骨子

本研究は、第一次世界大戦後の西欧における安全保障枠組み構築の試みをイギリス外交史の観点から検討したものである。第一次世界大戦後のヨーロッパ国際秩序、いわゆる「ヴェルサイユ体制」は、成立からわずか20年で再度の大戦勃発を招いた脆弱な体制として知られている。本研究に通底する問題意識は、同体制がいかにして弱体化し、イギリスがその過程にどのように関与したのかというものである。

これまでの理解では、この問題の答えはヴェルサイユ条約の内在的欠陥に求められることが多い。1919年末にイギリスの経済学者ジョン・メイナード・ケインズが『講和の経済的帰結』で論じたように、ヴェルサイユ条約には深刻な不備があり、平和の崩壊が半ば必然的であったとする見方である。一方で、一次史料に立脚した近年の研究は、このような見方を一定程度修正し、ヴェルサイユ条約が機能しうる枠組みを提供していたと再評価する傾向がある。

本研究は、近年の研究成果を踏まえたうえで、イギリスの政策に着目した。イギリスは、1814-15年のウィーン会議以後の会議体制においてそうであったように、1919年のパリ講和会議以後のヨーロッパ国際関係の中心的アクターであった。イギリスの政策は、ヨーロッパの平和に大きな影響を与えることとなる。イギリスの軍事史学者マイケル・ハワードは、イギリスがヨーロッパ大陸の安全保障に積極的に貢献する政策を「大陸関与 (Continental Commitment)」と呼んだ。ハワードによれば、イギリスの「大陸関与」はヨーロッパの平和維持のための必要条件であった。

本研究は、第一次世界大戦後のイギリスの「大陸関与」に関する実証研究を試みるものである。イギリスの政策決定者が、第一次世界大戦後のヨーロッパが抱えた安全保障問題をどのように認識し、それにどのように対処しようとしたのかを明らかにする。そのために、第一次世界大戦後半期からロカルノ条約調印に至るまで（1916年～1925年）のイギリスの西欧安全保障政策を一次史料に基づいて叙述し、分析する。第一次世界大戦後の講和が起草され、その後運用された際の主要アクターであったイギリスの政策を批判的視点から考察することで、第一次世界大戦後の国際秩序が不安定化した要因の一端を探る。

2. 目次

序章

- (1) 問題の所在——ヴェルサイユ体制の脆弱性とイギリスの「大陸関与」
- (2) 先行研究
- (3) 本稿の目的と構成
- (4) 史料について——イギリスの対外政策決定過程に照らして

第1章 イギリス政府の西欧に関する戦後構想、1916-1918年

第1節 アスキス内閣による戦後構想策定の試み

- (1) イギリスの参戦経緯と初期戦争目的
- (2) 1916年におけるイギリス政府の戦後構想検討の背景
- (3) パゲットとティレルによる外務省覚書
- (4) ロバート・セシル外務政務次官およびクロウ事務次官補の覚書
- (5) ロバートソン陸軍参謀総長の覚書
- (6) バルフォア海相およびジェリコー第一海軍卿の覚書
- (7) 1916年12月の政変

第2節 ロイド・ジョージ内閣の講和準備 (1)、1916年12月 - 1917年12月

- (1) 中央同盟国とアメリカの講和提案への対応
- (2) フランスとベルギーによる戦争目的の打診
- (3) 帝国戦時内閣による戦後構想の検討
- (4) 1917年秋の和平提案と最高戦争評議会の設立

第3節 ロイド・ジョージ内閣の講和準備 (2)、1917年12月 - 1918年12月

- (1) ロイド・ジョージのカクストン・ホール演説とウィルソンの「14か条」
- (2) 国際連盟構想——フィリモア委員会からスマッツ・プランへ
- (3) 外務省歴史課の「講和小冊子」
- (4) 陸軍情報部2課e室
- (5) 政治情報局を中心とする外務省の講和準備
- (6) 仏独国境に関する陸軍参謀本部の所見と外務省の反応
- (7) 講和会議前夜の連合国間交渉

第2章 パリ講和会議における西欧安全保障問題とイギリス、1919年

第1節 国際連盟と対独軍備制限

- (1) 「予備的講和会議」の始動
- (2) 英米の連盟構想の折衷
- (3) 国際連盟委員会
- (4) ドイツに対する軍備制限

第2節 ラインラント問題

- (1) フォッシュュの覚書とロイド・ジョージ
- (2) ラインラントとザール地方に関する初期交渉
- (3) タルデュー覚書とイギリス代表団の反応
- (4) ラインラント問題に関するイギリス内閣の討議
- (5) 英仏対立の先鋭化

第3節 英仏・米仏保障条約の形成

- (1) 保障条約案の提示
- (2) 「フォンテーヌブロー覚書」
- (3) 四人評議会の立ち上げ
- (4) ザール地方をめぐる交渉の妥結
- (5) ラインラントと保障条約をめぐる交渉の妥結

第4節 ベルギー問題

- (1) 講和会議初期の交渉
- (2) 十人評議会におけるベルギーの要求表明とイギリスの反応
- (3) ベルギー委員会
- (4) 英白間の溝の深まり
- (5) 四人評議会とベルギー問題
- (6) 7か国交渉の開始
- (7) ベルギーを対象とする保障条約という構想の萌芽

第5節 ヴェルサイユ条約の成立

- (1) ドイツ全権への「予備的講和条約」の手交
- (2) 連合国草案に対するイギリスの反感
- (3) ヴェルサイユ条約と英仏・米仏保障条約の調印

第3章 イギリスの対フランス、ベルギー保障の再検討、1919-1920年

第1節 イギリス政府による対仏コミットメントの再検討

- (1) 「10年ルール」に基づく大幅な軍縮
- (2) イギリス議会におけるヴェルサイユ条約と英仏保障条約に関する討論
- (3) アメリカの「条約闘争」と 그레이の渡米
- (4) 未発効に終わった英仏保障条約

第2節 1839年条約の修正交渉とベルギー保障案

- (1) 交渉妥結の切り札としてのベルギー保障案の浮上
- (2) 1839年条約の修正条約草案
- (3) ベルギー保障案に関するイギリス内閣の判断
- (4) 交渉決裂

第3節 仏白軍事協定交渉へのイギリスの参加問題

- (1) 仏白軍事協定交渉の開始とイギリスへの参加要請
- (2) フランスとベルギーによるドイツ都市の保障占領と英仏協商の動揺
- (3) 仏白交渉の進展とイギリス政府への再打診
- (4) イギリス内閣の討議——チェンバレンの覚書と有力閣僚の反論
- (5) イギリス不在の軍事協定調印

第4章 イギリス外交と英仏・英白同盟交渉の挫折、1921-1923年

第1節 英仏同盟構想に関するイギリスの政策検討

- (1) ヨーロッパ大陸不干渉論と英仏同盟推進論
- (2) 1921年初夏における英仏同盟に関する水面下の駆け引き
- (3) 1921年夏のイギリス帝国会議と英仏同盟案

第2節 フランスの同盟提案

- (1) サン＝トレールの同盟提案
- (2) ブリアンの同盟提案
- (3) イギリス外務省による検討

第3節 カヌヌ会議における英仏・英白同盟交渉

- (1) ロイド・ジョージの4条件
- (2) 英仏交渉の進展
- (3) ベルギーの交渉参加

第4節 同盟交渉の頓挫

- (1) ロイド・ジョージとポアンカレの反目
- (2) 同盟案に対するイギリス国内および自治領の反対
- (3) 交渉の頓挫
- (4) ジェノヴァ会議の行き詰まり
- (5) 「フランスの友人たち」
- (6) ロイド・ジョージの退陣

第5節 ルール危機のもとでの西欧安全保障構想

- (1) ルール占領を回避するための安全保障提案
- (2) 「好意的中立」
- (3) ルール危機のもとでの西欧安全保障交渉
- (4) 第一次ボールドウィン内閣の成立
- (5) 賠償問題と安全保障
- (6) ルール危機の終幕

第5章 イギリス外交とロカルノ条約の形成、1924-1925年

第1節 マクドナルド労働党政権期の安全保障交渉——英仏関係と国際連盟

(1) マクドナルド政権の安全保障政策と英仏関係

(2) ジュネーヴ議定書

第2節 第二次ボールドウィン内閣による安全保障案の模索

(1) 第二次ボールドウィン内閣の成立とチェンバレンの外相就任

(2) 大陸諸国の安全保障要求

(3) 帝国防衛委員会——ジュネーヴ議定書への対処方針の策定

(4) ハンキー委員会とクロウの英仏白三国協定案

(5) ドイツの安全保障提案

第3節 イギリス政府によるドイツ提案の受諾過程

(1) イギリス外務省と「ヨーロッパ協調」の再建

(2) 帝国防衛委員会——安全保障協定をめぐる議論

(3) 内閣によるドイツを含む四国協定案の採択

(4) チェンバレンの渡欧、内閣の最後の抵抗

第4節 西欧相互保障協定の草案作成をめぐる国際交渉

(1) イギリス政府の決定に対する国内外の反応

(2) ドイツ提案への回答文をめぐる英仏交渉

(3) チェンバレンの議会演説

(4) ライン協定の草案策定過程

(5) 予備交渉の最終段階

第5節 ロカルノ条約の成立

(1) ロカルノ会議

(2) ロカルノ条約の意義とその限界

終章

主要参考文献

3. 各章要約

序章

序章では、本研究が明らかにする問題を提示したうえで、先行研究を整理した。本研究は、「ヴェルサイユ体制」がその成立初期に弱体化していくに際してイギリスの政策が及ぼした影響を分析することを目的とする。分析の対象とする政策領域は、西ヨーロッパ地域に対するイギリスの政策である。第一次世界大戦の西部戦線となり、激戦地となった同地域の安全の維持は、「ヴェルサイユ体制」の要であった。また同地域

は、イギリスが中世以来安全保障上の関心を持ち続けてきた地域でもあった。分析の対象とする期間は、第一次世界大戦中における戦後秩序構想の策定期から、1919-20年のパリ講和会議を経て、1925年のロカルノ条約が調印されるまでである。大戦中の構想を分析することで、イギリス政府の戦争目的と戦後構想の詳細が明らかとなり、戦後に実際にとられた政策との比較が可能となる。分析の終点を1925年としたのは、その年のロカルノ条約の調印をもって、1919年の講和が積み残した西欧安全保障の不備という問題が一応の解決を迎えるためである。

第一次世界大戦直後のヨーロッパ国際関係史に関する先行研究は、賠償問題など経済問題に関しては分厚い研究蓄積がある一方で、安全保障問題を体系的に分析した研究は比較的少ない。とりわけ、第一次世界大戦後のイギリスの「大陸関与」を一次史料に基づいて分析した研究はあまり多くない。また、そうした研究は、①1919年の英仏・米仏保障条約、②1920年の仏白軍事協定、③1922年の英仏・英白同盟案、④1925年のロカルノ条約を論じる研究に分断されており、第一次世界大戦後のイギリスの西欧安全保障政策を体系的に分析する研究は、ほとんどなされていない。また当該期イギリスのヨーロッパ政策に関する主たる研究成果が1980年代までに発表されたこともあり、それ以降に広く知られるようになったフランス外交やヴェルサイユ条約に関する修正的研究の成果がほとんど反映されていない。そのため、先行研究には当該期イギリスのヨーロッパ政策を好意的に評価する傾向があり、他国に関する研究の進展を踏まえたうえで、より批判的な観点から見直す必要がある。

本研究が主として依拠した史料は、イギリス政府の未公刊史料、公刊史料、イギリス政府要人の個人文書である。

第1章

第1章では、第一次世界大戦のさなかのイギリスの戦後秩序構想を扱った。第1節ではまず、アスキス連立内閣期に試験的に行われた戦後構想に関する政策検討に注目した。1916年末までに、「民族自決」に基づくヨーロッパ国境の再画定、国際連盟の設立、勢力均衡の維持といった、イギリス政府の大まかな戦後秩序像が浮上していたことを明らかにした。第2節と第3節では、1916年末に成立したロイド・ジョージ連立内閣の戦後構想の発展過程を検討した。ここでは、イギリス政府内の講和準備に関して論じる一方で、連合国が戦争目的の折衷を試みる過程にも着目した。連合国は、「民族自決」をヨーロッパ講和の基本方針とし、また国際連盟を立ち上げることに合意したものの、ヨーロッパ国境の具体的策定作業は講和会議に持ち越されることとなった。

第2章

第2章では、パリ講和会議におけるイギリス外交について論じた。講和会議で議論された多くの問題のなかでも、国際連盟、ラインラント、英仏・米仏保障条約、ベルギーに関する問題に焦点を当て、交渉の過程とイギリスの政策を叙述した。イギリスは、戦略的国境（strategic frontier）という発想に基づいて自国領土の拡張を試みたフランス、ベルギーと対立した。イギリスはその代案として、英仏・米仏保障条約という名の戦勝大国間同盟を提案した。第5節では、ヴェルサイユ条約の調印に至る過程を追ったうえで、同時代のイギリス人がヴェルサイユ条約に対して抱いた認識や、同条約の安全保障枠組みとしての特徴を分析した。そして、少なくとも安全保障の観点から見れば、ヴェルサイユ条約は機能しうる枠組みを提供していたという解釈を示した。ヴェルサイユ体制が脆弱となる原因は、条約自体ではなく、その後の外交過程に求められる。

第3章

第3章では、ヴェルサイユ条約が調印された直後から1920年にかけての西欧安全保障交渉を検討した。第1節ではまず、「10年ルール」に基づくイギリスの緊縮政策が、「大陸関与」の中心を担う陸軍の軍備に及ぼした影響について論じた。そのうえで、アメリカ議会がヴェルサイユ条約と米仏保障条約を批准しなかったことを受けて、イギリスがフランスへの保障の約束を再検討する過程を明らかにした。第2節と第3節では、ヴェルサイユ条約が解決できなかった課題の一つであったベルギーの安全保障問題に関するイギリスの政策を検討した。そして、イギリス政府がなぜベルギーへの保障供与に踏み込めなかったのかについて考察を加えた。

第4章

第4章では、1921年から1923年にかけて行われたイギリス、フランス、ベルギーによる同盟交渉を扱った。第1節では、1921年においてイギリス政府内で行われた英仏同盟に関する政策検討の内容を明らかにした。第2節と第3節では、1922年1月のカンヌ会議の前後に行われた同盟交渉の過程を論じた。第4節では、イギリス政府が英仏・英白同盟交渉から撤退していく過程を追って、その理由を検討した。そして第5節では、ルール危機の際のイギリス保守党政権の西欧安全保障政策を扱った。この章では、英仏同盟の調印を求めたイギリスの保守系親仏勢力のロビー活動にも焦点を当て、安全保障政策をめぐる政権内部の意見対立に光を当てた。

第5章

第5章では、ロカルノ条約の成立へと至るイギリス外交を扱った。まず第1節では、マクドナルド労働党政権期の西欧安全保障政策を追い、国際連盟規約の補完を目的としたジュネーヴ議定書の構想が発展していく過程を明らかにした。第2節では、第二次ボールドウィン保守党政権が、ジュネーヴ議定書を代替する構想として、地域的安全保障協定の構想を模索し始める過程を描いた。そして第3節では、「ヨーロッパ協調」の復興という発想に着目し、ドイツによる安全保障提案をイギリス政府が受諾するに至った経緯と理由を明らかにした。閣僚の多数派が「大陸関与」に懐疑を唱えるなか、オースティン・チェンバレン外相とセシル子爵をはじめとする少数派が内閣を説得し、ロカルノ条約への道を切り開くこととなった。第4節と第5節では、ロカルノ条約の調印へと至る政府間交渉の過程を追い、最後にイギリスと西欧安全保障の観点から見たロカルノ条約の意義と限界について考察した。

終章

終章では、1916年から1925年にかけてのイギリスの西欧安全保障政策に関して、政権や時局ごとの変化と共通点に着目し、本研究を通じて明らかとなった内容をまとめた。その要旨は次の通りである。パリ講和会議が構築した安全保障枠組みは、その内在的欠陥によってではなく、その後の外交過程において、枠組みが適切に維持・発展させられなかったために脆弱化した。イギリスは、1920年から1924年にかけて、ヨーロッパの安全保障問題から距離を置き、静観する政策をとったことで、枠組みの弱体化を促進した。イギリスは、1925年のロカルノ条約の形成には大きく貢献したものの、将来のイギリス政府の自由裁量を維持するために、保障の発動要件を意図的に曖昧にし、条約の有効性に疑問を生じさせた。第一次世界大戦後のイギリスは、国際連盟に基づく安全保障制度を一貫して支持しながらも、連盟に一定以上の権限を与えることには反対した。政府内には、フランスやベルギーと同盟を結ぶべきだと主張する者もあったが、常に少数派にとどまった。ドイツとの早期和解を求める意見のほうが主流であった。当該期イギリスの「大陸関与」は、ヨーロッパ大陸のどちらか一方の勢力に肩入れするのではなく、当時のイギリス人が自認したように、「公正な仲裁者」と呼ぶべき性質のものであった。

このようなイギリスの政策は、1920年代後半にヨーロッパを相対的に安定化させることに貢献した。その一方で、イギリスの「大陸関与」を限定的なものにとどめることを前提とした政策は、国際環境が再び悪化した1930年代の危機に対応するようには設計されておらず、軌道修正が必要となる。講和会議以来のイギリスの消極的政策は、1930年代の宥和政策へと繋がるものである。